

# 福祉サービス第三者評価事業について

## ～ 第三者評価の目的と効果 ～

### 1

#### サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることをその第一目的としています。

また、第三者評価を受審する過程において、福祉サービス事業者は以下の効果が期待できます。

- 現在提供しているサービスについて、意欲的に取り組んでいるところ、改善すべき所が明らかになります。
- サービスの質の向上に向けて、具体的な目標を設定して取り組む事が出来ます。
- 自己評価等を通じて職員の気づきを促すとともに、改善意欲の醸成及び課題の共有化をはかることができます。

### 2

#### 利用者・家族等への情報提供

福祉サービス事業者の第三者評価結果が公表されることにより、結果として、利用者の適切なサービス選択の為の有効な情報を提供することができます。

また、利用者や家族等へ、以下のように事業者の姿勢をアピールすることができ、信頼の獲得と向上に繋がります。

- サービスの質の向上に向け、積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができます。
- 継続して受審することにより、事業所の新しい取り組み等の情報を提供できます。